

諮問実施機関	： 熊本県教育委員会
諮問日	： 平成30年1月31日（諮問第192号）
答申日	： 平成30年12月27日（答申第152号）
事案名	： 県立高等学校体罰事故に係る聴取記録等の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、県立高等学校体罰事故に係る聴取記録等について、平成29年10月6日に行った部分開示決定において不開示とした部分については、別表の「審査会が不開示妥当と判断した部分」を除き、開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年8月23日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「熊本県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成29年10月6日、実施機関は、別表記載の文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表の「実施機関が不開示とした部分」を不開示とする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成29年10月23日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成30年1月31日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によれば、おおむね次のとおりである。

（1）総論

本件部分開示決定は、条例、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号事件、同第68号事件（確定））、平成

23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（確定））、平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号公文書非公開決定取消請求事件（確定））等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

（2）条例第7条第2号前段について

ア 条例第7条第2号は「個人に関する情報（括弧内略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（括弧内略）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが、ただし書でその例外を規定している。

同号のただし書は、「当該個人が公務員等（括弧内略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（括弧内略）並びに当該職務執行の内容に係る部分」とし、これらの情報は公開すべきものと規定している。

イ 上記の諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教員に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の条例を有する多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

個人識別型の条例を持つ自治体においても、プライバシー型の条例を持つ兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては、教員名も含め公開されるべきである。したがって、加害教員の識別可能性を理由とした学校名、校長名、教員名等の非公開は認められない。その他文書記号番号、発生場所、年数、人数、学年、年齢、校務分掌、市町村名、病院名、警察署名、行事名、行状、回答者数なども同様であり、その他、条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば、全て開示されるべきである。特に回答者数など、到底個人識別に至らない情報が非公開とされており、関連判決を真摯に理解した上での非公開決定とは到底思われない。

ウ 上記司法判断は、個人の特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えは、上記関連判決で否定されている。上記神戸地方裁判所判決では、教委名その他の間接

情報がわかると、学校名が、教員名が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も否定されている。

児童生徒の識別可能性について「個人の近親者、地域住民等であれば保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる」「被害児童生徒の近親者や地域住民が開示請求した場合も想定し」などとするが、これは「特定人基準」を採っており、判決に違背する。

上記神戸地裁判決は、「一般人基準」を採ることで、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を児童生徒の特定可能性を根拠に非公開とすることを明確に否定したものであり、学說的にも評価されている。他方で本判決も、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非公開とすることまでは禁じていない。例えば在校者数がひと桁であるような場合と、数百名の場合とを同一に扱うべきとされるわけではない。

であるから、そのような例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に非公開範囲を広げればよいのである。

(3) 条例第7条第2号後段について

本件条例第7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られる。「保護者の発言」等と見られる部分が非公開とされている部分があるが、保護者の発言だというだけで高度なセンシティブ情報には当たらないことは明らかであり、例外的な事例（病歴など）があればそれに限って非公開とすれば足りる。本条項は乱用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。

「保護者の発言」「反省」といった形式的な表題等から判断されるべきでない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 「生徒の氏名」及びその「保護者の氏名」については、被害生徒個人が識別される情報として不開示とした。このことについては、請求人も審査請求書の中で不開示が認められる内容と理解されている。
- 2 条例第7条第2号前段の「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」との規定において、

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

請求人は、「他の情報」について「一般人基準」を取ることを求めているが、熊本県が定める熊本県情報公開条例解釈運用基準においては、「近親者、地域住民等」が開示請求した場合も踏まえ、個人の識別につながる情報は不開示を原則としており、教育委員会でもこれに沿った取扱いをしている。

処分庁としては、被害生徒の近親者や地域住民が開示請求した場合も想定し、個人の識別につながる情報は不開示としたものである。これは、まず、生徒の年齢、性別、学科、学年、学級、出身地及び所属する部活動名（部活動を特定できる事項を含む。）、生徒の保護者の職業については、他の情報との照合により被害生徒の特定が可能になるからである。

また、事故発生場所（事故発生場所を特定できる事項を含む。）は、他の情報との照合により、学校名の特定が可能となり、ひいては被害生徒の特定が可能になると判断したためである。

3 請求人は、公務員の職務遂行情報についても言及している。本県においても、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は原則開示することとしている。

しかし、教職員の氏名及び年齢、加害教諭の勤務年数、担当学年、担当教科（担当教科を特定できる事項を含む。）及び担当部活動（担当部活動を特定できる事項を含む。）も、他の情報との照合により、被害生徒の特定が可能になるという判断の下、不開示とした。

また、加害教諭の住所及び家族構成、並びに加害教諭の家族の年齢及び職業については、被害生徒の特定が可能となる情報ではないが、公務員としての職務遂行に係る情報ではないことから不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で規定されているように、「県政に関する県民の知る権利を尊重し」、「県の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ」、「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより」、「県民の県政に対する理解と信頼を深め」、「開かれた県政の推進に資することを目的とする」ものである。

また、第3条には「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十

分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公開することがないように最大限の配慮をしなければならない」と規定されている。

当審査会は、上記の条例の基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり判断する。

2 当審査会における条例第7条第2号の解釈

- (1) 条例第7条第2号は、前段において、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報については、原則として不開示とすることを定める（個人識別型）とともに、後段において、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報についても、同様に不開示とすることを定めている。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も不開示情報に含まれることになるおそれがあることから、ただし書において、公知の情報等個人に関する情報であっても不開示情報から除かれるべき情報を例外的に開示することとしている。

- (2) また、同号前段は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合し、組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものについても、不開示情報としている。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、条例解釈運用基準において、一般人が通常入手し得る情報のほか、

「何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、『他の情報』に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる『他の情報』の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。」とされている。

当審査会としても、「個人に関する情報をみだりに公開することがないように最大限の配慮をしなければならない」という条例の基本的な考え方を踏まえ、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要と考える。

- (3) また、同号後段は、カルテや作文等のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについて、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、

個人の権利利益を害するおそれがあり、保護する必要がある場合については不開示となることを規定している。

- (4) さらに、同号ただし書ウは、行政文書に記録されている公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果について、県の諸活動を説明する責務を全うするためにこれらの情報を公にする意義と、公務員等の個人としての権利利益の保護との調和を図る観点から、原則として、当該公務員の「職」、「氏名」及び「職務遂行の内容」については、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報として不開示とはしないこととしている。

3 本件行政文書における「他の情報」の範囲について

上記2(2)で述べたように、照合の対象となる「他の情報」の範囲は、当該個人情報 の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断する必要がある。

本件行政文書には、特定の生徒が体罰を受けた事実止まらず、体罰の詳細な内容、被害生徒の態度や言動等が記録されている。これらの情報は、被害生徒が他者に知られたくないと思うことが容易に想定できる情報であり、開示不開示の判断に当たっては、当該生徒の権利利益が十分に保護されるよう配慮する必要がある。

しかし、体罰事案の当事者である生徒、当該生徒の近親者、体罰を目撃した他の生徒及び当該事案が発生した学校の教職員等（以下「関係者等」という。）は、当該事案が発生した事実及びその内容の多くの部分を既に知っている、又は知ることができると考えられる。

そのため、関係者等が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報を「他の情報」に含むものとした場合、必要以上に不開示となる範囲が広がることになる。それは県の諸活動を説明する責務を全うするという条例の趣旨を踏まえると妥当ではなく、体罰に関する情報という個人情報の性質や内容から考えると、関係者等が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報については、「他の情報」に含まれないと解することが相当である。

したがって、本件行政文書に記載された情報については、関係者等には当たらず当該生徒と特別な関わりのない者（以下「関係者等以外の者」という。）が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報との照合により特定の生徒を識別できる情報が、当該生徒の情報として、条例第7条第2号前段に該当し不開示とされるべき情報と判断する。

4 本件行政文書における条例第7条第2号該当性について

本件行政文書について、実施機関が不開示としている情報は別表の「実施機関が不開示とした部分」のとおりであり、いずれも条例第7条第

2号に該当するとして不開示としているため、これらの情報の同号該当性について、上記1から3までを踏まえ検討する。

- (1) 学校名、事故発生場所（被害生徒の所属する部活動名を特定できるものを除く。）、校長の氏名、その他加害教員以外の教員の氏名、学年の人数及び学級の人数（いずれの情報も当該情報を特定できる他の情報を含む。）

実施機関によると、上記の情報が開示された場合、被害生徒が所属する学校が特定され、その結果として被害生徒の特定につながるということである。

しかし、被害生徒が所属する学校が特定されたとしても、当該学校が小規模校であるような場合を除き、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報との照合により特定の生徒を識別することはできないと考えられる。

本件行政文書については、例外的な扱いが必要であるほど生徒数が極端に少ない小規模校の事案は含まれておらず、上記の情報は条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

なお、事故発生場所のうち、被害生徒の所属する部活動名を特定できるものについては、生徒の部活動名を特定できる情報として(3)で判断する。

- (2) 加害教員の氏名、担当教科、担当学年（被害生徒の学年を特定できるものを除く。）、担当部活動名（被害生徒の所属する部活動名を特定できるものを除く。）、勤務年数及び年齢（いずれの情報も当該情報を特定できる情報を含む。）

実施機関によると、上記の情報が開示された場合、加害教員が特定され、ひいては被害生徒の所属する学校名が特定され、その結果として被害児童生徒の特定につながるということである。

しかし、上記(1)で述べたように、本件行政文書に記載された事案については、学校名が特定されたとしても、被害生徒の特定にはつながらないと考えられる。

また、本件行政文書に記載された情報は、加害教員の公務員としての職務遂行の過程で起きた体罰事案に関する情報であり、公務員である当該教員の職務の遂行に係る情報に当たるため、同文書に記載された上記の情報のうち、氏名、担当教科、担当学年及び担当部活動名は、条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

さらに、加害教員の勤務年数及び年齢についても、体罰行為は生徒との年齢差や指導歴の長短に起因する教員と生徒の関係性や指導力の程度と密接に関係していると考えられるため、本件のような教員の体

罰行為に係る行政文書においては、公務員としての職務遂行の内容に係る情報であり、同号ただし書ウに該当する。

したがって、上記の情報は、すべて条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当せず、開示すべきである。

なお、本件行政文書の中には、加害教員が被害生徒の担任であったこと、又は被害生徒が所属する部活動の顧問であったこと等加害教員と被害生徒の関係性が記載されているものがある。この場合の加害教員の担当学年及び担当部活動名については、被害生徒の学年及び所属部活動名を特定できる情報に当たるため、生徒の学年及び部活動名を特定できる情報として(3)で判断する。

(3) 生徒の氏名、性別、学年、年齢、学科、学級、出身地及び部活動名
(いずれの情報も当該情報を特定できる情報を含む。)

ア 生徒の氏名、性別及び出身地

上記の情報については、当該生徒を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するため不開示が妥当である。

イ 生徒の学年、年齢、学科、学級及び部活動名

上記の情報のうち、まず、学年・年齢(以下「学年等」という。)については、生徒が所属する学年に複数の学級がある場合、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報との照合により特定の生徒を識別することはできないと考えられるため、開示すべきである。

次に、学級については、対象となる生徒数が相当程度限られ少数となり、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合した結果、特定の生徒を識別することができるため、条例第7条第2号に該当し不開示が妥当である。

また、部活動名については、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報との照合により特定の生徒を識別することはできないと考えられるため、開示すべきである。

ただし、本件行政文書のうち、生徒の部活動名が記載された別表の1及び3～7の文書には、併せて当該生徒の学年等が記載されている。これらの文書について、学年等及び部活動名の両方の情報が開示された場合、その組み合わせにより、対象となる児童生徒数が相当程度限られ少数となる。そうすると、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合した結果、特定の児童生徒を識別することができると考えられる。

これらの文書のうち、別表の3～7の文書は、部活動に関係して発生した体罰事案に関する文書であるため、部活動名は開示した上で、学年等を条例第7条第2号該当により不開示とすることが妥当である。

一方、別表の1の文書については、部活動に関係して発生した体罰事案ではないため、学年等は開示した上で、部活動名を条例第7条第2号該当により不開示とすることが妥当である。

さらに、学科については、開示される学年等又は部活動名との組み合わせにより、対象となる生徒数が相当程度限られ少数となり、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合した結果、特定の生徒を識別することができると考えられるため、条例第7条第2号に該当し不開示が妥当である。

(4) その他の不開示部分について

ア 生徒の保護者の氏名及び職業

上記の情報については、生徒の保護者を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するため不開示が妥当である。

イ 生徒の部活動における役割

上記の情報については、上記(3)で開示されるべきと判断した生徒が所属する部活動名と組み合わせることで、該当する生徒数が相当程度限定され、関係者等以外の者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報との照合により特定の生徒を識別することができると考えられる。

したがって、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 加害教員以外の教職員の勤務年数及び年齢

上記の情報は、当該教職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第2号前段に該当する。

また、上記の情報は、教職員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ウには該当しない。

したがって、上記の情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するため、不開示が妥当である。

エ 教職員の住所、家族構成、家族の年齢・職業

上記の情報は、当該教職員又はその家族の個人に関する情報であって、氏名等との照合により特定の個人を識別できるものに当たるため、条例第7条第2号前段に該当する。

また、上記の情報は、教職員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ウには該当しない。

したがって、上記の情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するため、不開示が妥当である。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付帯意見

本件部分開示決定においては、加害教員及び校長（以下「加害教員

等」という。)の聴き取り記録について、加害教員等の心情を述べた部分(以下「加害教員等の心情」という。)を含めて開示されている。これは、当該決定において加害教員等の氏名を不開示としているためと考えられるが、加害教員等の心情は、当該教員等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第2号前段に該当する。

また、当該教員等の内心に係る情報であり、当該教員等の公務員としての職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ウには該当せず、不開示とすべきものと考えられるため、今後の同様の開示請求に対して決定を行う際には留意されたい。

なお、本件行政文書については、既に開示されている反省文等の内容を確認したところ、当該部分を開示したことによって、本来開示されるべき加害教員等の氏名等を開示しないことが必要なほど、当該加害教員等のプライバシーを侵害するおそれのある情報は含まれていなかったため、答申の結論には影響しない。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
 会長職務代理者 井寺 美穂
 委 員 立石 邦子
 委 員 末松 恵美
 委 員 中嶋 直木

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年1月31日	・ 諮問 (第192号)
平成30年5月9日	・ 審議
平成30年6月13日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年7月11日	・ 審議
平成30年8月8日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年9月12日	・ 審議
平成30年10月10日	・ 審議
平成30年11月14日	・ 審議
平成30年12月12日	・ 審議

別表

番号	文書名	実施機関が不開示とした部分	審査会が不開示妥当と判断した部分
1	高等学校教諭 聴き取り記録 (平成24年6 月18日聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、事故発生場所、校長の氏名、その他加害教員以外の教員の氏名、学級の人数 ・ 加害教員の氏名、担当教科、勤務年数、年齢 ・ 生徒の氏名、性別、学年、学級、部活動名 ・ 生徒の保護者の職業 ・ 生徒の部活動における役割 ・ 加害教員の住所、家族構成、家族の年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の氏名、性別、学級、部活動名 ・ 生徒の保護者の職業 ・ 生徒の部活動における役割 ・ 加害教員の住所、家族構成、家族の年齢

2	高等学校校長 聴き取り記録 (平成24年6 月18日聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、校長の氏名 ・加害教員の氏名 ・校長の年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の年齢
3	高等学校教諭 聴き取り記録 (平成24年12 月19日聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、事故発生場所、 その他加害教員以外の教 員の氏名 ・加害教員の氏名、担当教 科、担当学年、担当部活 動名、勤務年数、年齢 ・生徒の氏名、性別、学 年、部活動名 ・加害教員の住所、家族構 成、家族の年齢・職業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、性別、学 年 ・加害教員の住所、家族構 成、家族の年齢・職業
4	高等学校被害 生徒聴き取り (平成25年2 月7日聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、事故発生場所、 その他加害教員以外の教 員の氏名 ・加害教員の氏名、担当教 科、担当学年、担当部活 動名 ・生徒の氏名、性別、学 年、学級、出身地、部活 動名 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、性別、学 年、学級、出身地
5	高等学校教諭 聴き取り記録 (平成25年2 月21日聴取)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、事故発生場所、 校長の氏名、その他加害 教員以外の教員の氏名、 学年の人数 ・加害教員の氏名、担当教 科、担当学年、担当部活 動名、勤務年数、年齢 ・生徒の氏名、性別、学 年、部活動名 ・加害教員の住所、家族構 成、家族の年齢・職業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、性別、学 年 ・加害教員の住所、家族構 成、家族の年齢・職業

6	高等学校校長 体罰事案記録 （平成25年6 月19日聴取）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、校長の氏名 ・加害教員の氏名、担当部活動名 ・生徒の氏名、性別、学年、部活動名 ・校長の勤務年数及び年齢 ・校長の住所、家族構成、家族の年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、性別、学年 ・校長の勤務年数及び年齢 ・校長の住所、家族構成、家族の年齢
7	高等学校教諭 体罰事案記録 （平成25年6 月26日聴取）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・加害教員の氏名、担当教科、担当部活動名、勤務年数、年齢 ・生徒の氏名、性別、学年、部活動名 ・加害教員の住所、家族構成、家族の年齢・職業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、性別、学年 ・加害教員の住所、家族構成、家族の年齢・職業
8	高等学校教諭 聴き取り記録 （平成25年6 月26日聴取）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名、その他加害教員以外の教員の氏名 ・加害教員の氏名、担当教科、担当学年、勤務年数、年齢 ・生徒の氏名、性別、学年、学科 ・加害教員の住所、家族構成、家族の年齢 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の氏名、性別、学科 ・加害教員の住所、家族構成、家族の年齢